東京大学公印及び電子証明書規則

平成１７年３月１７日
役員会議決
東大規則第３４７号
沿革

第１章　総則

（目的）

第１条　国立大学法人東京大学並びにその設置する東京大学並びに附属学校及び附属病院（以下「本学」という。）において使用する公印及び電子証明書の取扱いについて必要な事項を定め、適正な運用に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)　「公印」とは、職務上作成された文書に使用する印で、その印影を押すことにより、当該文書が真正であり、かつ、効力を有することを認証することを目的とするものをいう。

(2)　「電子証明書」とは、国・地方公共団体等に対する電気通信回線を利用したオンラインによる申請・届出の手続に際し、手続を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録媒体に記録されたものをいう。

(3)　「部局等」とは、東京大学基本組織規則（平成１６年４月１日東大規則第１号）第３章及び第４章に定める組織並びに附属学校及び附属病院をいう。

(4)　「起案文書」とは、東京大学文書処理規則（平成１６年東大規則第３４６号）第２条第１号に定める「起案文書」をいう。

(5)　「最終責任者」とは、それぞれの文書において承認を得るべき文書の名義者又は専決者をいう。

第２章　公印

（公印の種類及び寸法並びに公印管守責任者等）

第３条　本学で使用する公印の種類及び寸法並びに公印管守責任者及び公印管守補助者は、別表１に定めるとおりとする。

２　公印管守責任者は、その所管する印を作成し、若しくは改刻し、又は廃止したときは、別に定める様式により本部総務課にその旨を届け出なければならない。

３　公印管守責任者は、別に定める様式による公印簿を備え、これに新たに作成又は改刻された公印を押印し、その印影を保存しなければならない。

（公印の使用）

第４条　公印の使用を必要とする場合には、発送する文書に決裁済みの起案文書を添えて、公印管守責任者又は公印管守補助者に提示し、公印の使用を請求するものとする。

２　公印管守責任者又は公印管守補助者は、前項による公印の使用の請求があったときは、発送する文書と決裁済みの起案文書とを確認したうえ、公印の使用を許可するものとする。

３　公印の使用は、公印管守責任者若しくは公印管守補助者又はその命を受けた職員の立会いのもと、公印の使用を許可された者が押印し、若しくは公印管守責任者又は公印管守補助者が自ら押印するものとする。

（公印の押印省略）

第５条　学内のみで処理される文書は、原則として公印の押印を省略する。ただし、当該文書の最終責任者が、公印の押印を必要と認めたものについては、この限りでない。

（公印使用の特例）

第６条　特別の事情により、発送しようとする文書に決裁済みの起案文書を添えることができないときは、その理由を付して公印管守責任者又は公印管守補助者に公印の使用を請求することができる。

２　公印管守責任者又は公印管守補助者は、前項の請求の理由が適正であると認めたときは、公印の使用を承認するものとする。

３　前項の規定により公印を使用した者は、決裁済みの起案文書を速やかに公印管守責任者又は公印管守補助者に提示し、確認を得るものとする。

第７条　文書名義者に事故があるため、他の役員又は教職員が代理等を命ぜられ、その職務を代行する場合においては、その職務を代行される者の役職印を使用するものとする。

（公印の印影印刷）

第８条　公印の押印が必要な文書を多数印刷する場合にあっては、当該公印の公印管守責任者と協議のうえ、支障がないと認めたときは、その公印の印影を当該文書と同時に印刷して公印の押印に代えることができる。

（公印の管守）

第９条　公印管守責任者及び公印管守補助者は、公印が適切に使用されるよう管理し、及び公印が使用されないときは、それを確実な保管設備に格納し、厳重に保管しなければならない。

２　公印管守責任者は、公印に盗難その他の事故が発生したときは、速やかに本部総務課にその旨を届け出るとともに、適正な措置をとらなければならない。

第３章　電子証明書

（電子証明書の種類及び電子証明書管守責任者等）

第１０条　本学で使用する電子証明書の種類並びに電子証明書管守責任者及び電子証明書管守補助者は、別表２に定めるとおりとする。

２　何人も、この規則に特別の定めがある場合を除くほか、電子証明書を他の電磁的記録媒体に移動又は複写（以下「複製」という。）してはならない。

（電子証明書管守責任者の責務）

第１１条　電子証明書管守責任者は、その所管する電子証明書を取得し、若しくは記録事項

を変更し、又は使用を取りやめたときは、本部総務課にその旨を届け出なければならない。

２　電子証明書管守責任者は、電子証明書に、使用する際に必要となる暗証番号（以下「PIN」という。）及び使用休止の際に必要となる暗証番号（以下「休止用暗証コード」という。）を設定するものとし、電子証明書、電子証明書が記録された電磁的記録媒体、PIN 及び休止用暗証コードを適正に管理しなければならない。

３　電子証明書管守責任者は、同時に複数の電子証明書を使用する場合その他必要があると認める場合は、電磁的記録媒体に電子証明書を複製し、これを使用することができるものとし、電子証明書を複製した電磁的記録媒体を適正に管理しなければならない。

４　電子証明書管守責任者は、電子証明書の不正使用その他の事故が発生したときは、速やかに本部総務課にその旨を届け出るとともに、適正な措置をとらなければならない。

（電子証明書の使用）

第１２条　電子証明書の使用を必要とする場合の請求、許可及び使用に係る手続は、第４条及び第６条の規定を準用する。この場合において、同条中、「公印」とあるのは、「電子証明書」と、「公印管守責任者」とあるのは、「電子証明書管守責任者」と、「公印管守補助者」とあるのは、「電子証明書管守補助者」と、「押印」とあるのは、「使用」と読替えるものとする。

（電子証明書を複製した電磁的記録媒体の貸出）

第１３条　電子証明書の使用が必要な申請・届出が多数あるなどの場合にあっては、電子証明書の使用を許可された者は、電子証明書管守責任者と協議のうえ、電子証明書管守責任者が支障がないと認めたときは、電子証明書を複製した電磁的記録媒体の貸出を受け使用することができる。

（細則への委任）

第１４条　この規則に定めるもののほか、電子証明書及び電子証明書を複製した電磁的記録媒体の管理並びに使用について必要な事項は、総務を担当する理事が細則で定める。

２　前項の細則には、電子証明書を用いる業務及び当該業務において使用する電子証明書の種類を定めるものとする。

附　則

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１９年７月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２１年６月３日から施行する。

附　則

この規則は、平成２３年７月２６日から施行する。

附　則

この規則は、平成２４年７月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２６年３月１８日から施行する。

附　則

この規則は、平成２６年７月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２８年１２月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３０年１月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３１年２月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和元年５月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年２月１日から施行する。

附　則　（令和２年３月２６日東大規則第１４４号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則　（令和２年３月２６日東大規則第１４５号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和４年７月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和５年７月１３日から施行する。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

別表１（第３条関係）

別表２（第１０条関係）

沿革

東京大学公印及び電子証明書規則

体系情報
□第２編　総務及び人事
　▽第１章　総務

沿革情報

◆平成１７年０３月１７日　役員会議決
◇平成１９年０７月０１日
◇平成２１年０６月０３日
◇平成２３年０７月２６日
◇平成２４年０６月２８日
◇平成２５年０３月２８日
◇平成２６年０３月１８日
◇平成２６年０６月２６日
◇平成２７年０３月２６日
◇平成２８年０３月２３日
◇平成２８年１１月２４日
◇平成２９年０３月１５日
◇平成２９年１２月２０日
◇平成３０年０３月２９日
◇平成３１年０２月０１日
◇平成３１年０３月２７日
◇平成３１年０４月２６日
◇令和０１年０９月３０日
◇令和０２年０１月３０日
◇令和０２年０３月２６日
◇令和０３年０３月３０日
◇令和０４年０３月３１日
◇令和０４年０６月３０日
◇令和０５年０３月３１日
◇令和０５年０７月１３日
◇令和０６年０３月２９日

◇令和０７年０４月０１日